

## 令和5年度 対馬市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日(火) 午前10時00分から午前10時23分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

### 3. 出席委員

#### ・農業委員 (13人)

|          |            |           |
|----------|------------|-----------|
| 1番 永留正司  | 2番 宮原安典    | 3番 小宮正至   |
| 4番 波田裕一郎 | 5番 杉原要     | 6番 春日亀優   |
| 7番 桐谷輝美  | 9番 太田深雪    | 10番 永尾佐登志 |
| 11番 戸田耕助 | 13番 春日亀智恵子 |           |
| 14番 岡村高史 |            |           |

#### ・農地利用最適化推進委員 (11人)

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 庄司幹雄 | 桐谷秀士 | 初村重政 | 西山義典 |
| 佐伯豊  | 佐伯武久 | 梅野則仁 | 日高安実 |
| 永留静夫 | 小宮貞司 | 島居一治 | 畑島孝吉 |

### 4. 欠席委員 (2人)

8番 阿比留 なみ恵      12番 松村英二

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第24号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について
- 第5 その他

### 6. 農業委員会事務局職員

|                  |         |
|------------------|---------|
| 農業委員会事務局長        | 主 藤 公 康 |
| 農業委員会事務局局長補佐     | 小茂田 聡   |
| 農林水産部農林しいたけ課課長補佐 | 岩 佐 哲 也 |
| 中対馬振興部地域振興課主事    | 市 山 果 歩 |
| 上対馬振興部地域振興課主事    | 縫 田 雄 人 |

## 7. 会議の概要

### 議 長

お早うございます。

ただ今より令和5年度対馬市農業委員会第8回総会を開会いたします。

報告します。阿比留委員、松村委員から欠席の届出がっております。

現在の農業委員定数は、14名。本日の出席者は、12名です。

定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、春日亀優委員及び、桐谷輝美委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、本日、1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第22号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は3件です。

事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）事務局長

### 事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第22号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の田2筆、1, 460平米を、同地区の〇〇さんから〇〇さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は8, 908平米です。

番号2は、〇〇町〇〇の畑2筆、1, 116平米を、同地区の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は115平米です。次のページをお願いします。

番号3は、〇〇市の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑2筆、890平米を、同地区の〇〇さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米です。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(21番 梅野則仁 推進委員 挙手) 21番

**21番 梅野則仁推進委員**

番号1について、説明いたします。

3月6日に譲受人立会のもと、現地を確認しました。

申請地は、現在、譲受人である〇〇さんが牧草を耕作しており、所有権移転後も引き続き牧草の耕作を行うとのことです。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**議 長**

次に、番号2について補足説明を求めます。

(15番 庄司幹雄 推進委員 挙手) 15番

**15番 庄司幹雄推進委員**

番号2について説明いたします。

3月14日に譲受人立会のもと、私と市役所〇〇と、現地を確認しました。

申請地は〇〇町〇〇にある約11アールの畑です。

申請地は耕作放棄地となっておりますが、所在地も娘夫婦所有の宅地の裏手であるということと、譲受人は重機を所有していることから、竹等の伐根も行い耕作するとのことでした。

なお、娘夫婦もすでに水稻も行っており、今後の農地管理に関しましても、適切になされるものと判断しましたので、今回の申請は問題ないと判断します。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**議 長**

次に、番号3について補足説明を求めます。

(1番 永留正司 委員 挙手) 1番

**1番 永留正司委員**

只今議題にあがりました議案第22号番号3の補足説明をいたします。

3月15日、〇〇、私、譲受人である〇〇さんの3名で現地確認をいたしました。

現地は〇〇さんの自宅付近で畑2筆、現在更地の状況でした。

譲受人の〇〇さんの説明によりますと、譲渡人の〇〇さんは姪にあたり、20年程前より〇〇の方に居住し、親戚である私に譲与による話があり、今回、所有権移転の申請を行ったとのことです。

今後は季節野菜を作付けするとのこと、何も問題は無いと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**議 長**

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は1件です。

本議案は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の3ページをお願いします。

議案第23号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は〇〇町〇〇の〇〇さんの同地区の畑1筆180平米を同町〇〇の〇〇さんへ所有権を移転し住宅及び駐車場用地に転用するものであります。4ページから13ページに資料を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(3番 小宮正至 委員 挙手) 3番

## 3番 小宮正至委員

議案第23号についてご説明します。

3月21日に譲り受け人の〇〇氏の妻と譲り渡し人の〇〇氏の妻と〇〇と私とで、現地を確認しました。

申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、現在は、雑草が繁茂している状況です。今回の申請は、農地を住宅用地及び駐車場用地として、転用するものです。

譲受人の〇〇氏は自宅の新築を計画し、条件の合う土地を求めておりましたが、農地以外の土地で見つからず、本件申請地を選定することになりました。周囲の住居及び農地に対しては、被害防除対策・排水対策をする計画であります。また、譲渡人の〇〇氏は、離農しており、今後も耕作の予定はないため、申請については問題ないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

## 議長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号１について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号１は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員着席)

杉原委員に申し上げます。

議案第２３号、番号１は、許可相当とし、県知事に進達することに決定しましたので、告知します。

次に、議案第２４号「農地法第５２条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の１４ページをお願いします。

議案第２４号、「農地法第５２条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

農地法第５２条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。次のページをお願いします。

令和５年は賃借事例が無かった為、令和４年のデータとなります。公表値はすべて１反あたりの１年間の金額となっております。

田の賃借料平均額は３,５７１円、最高額は５,０００円、最低額が３,０００円で、データ数は７件でございます。

畑の賃借料平均額は３,５０６円、最高額は６,５４０円、最低額が３,０００円で、データ数は７件でございます。なお、次のページからの別添資料１は、令和５年１月１日から１年間の賃借をまとめたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第24号は原案のとおり提供することに賛成の方は挙手をお願いします。  
全員賛成です。

議案第24号は、原案のとおり提供することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

(無しの声あり)

無いようですので、閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

昨年の改選から、早くも1年が経ちました。初めて就任されました委員におかれましては、農業委員会の業務につきまして、理解を深められたことと存じます。これから、新体制での2年目を迎えますが、昨年度同様、対馬市の農業の為、ご尽力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第8回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。